

## 人を対象とする生命科学・医学系研究の審査委託について

研究支援課研究企画係

新医学系倫理指針では、①研究責任者が他機関に設置された倫理審査委員会に直接申請すること ②研究代表者は原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について一つの倫理審査委員会による一括審査を求めること（ただし各施設の個別審査を妨げない）が制定されました。

本学に所属する研究者等が、本学で実施しようとする研究を学外の倫理審査委員会へ「審査委託」する場合は、自身で審査申請していただくこととなりますが、審査委託前後に以下のとおり手続きが必要となります。

多機関共同研究に分担施設として参加する際に、**いわゆる一括審査（中央一括審査）を依頼する場合も「審査委託」に含まれます。**

☞☞ 研究代表者が本学所属の場合は、原則、本学倫理委員会に審査申請をしてください。

### 1. 審査委託前の手続き

- ・研究責任者等は、審査を委託する倫理審査委員会あるいは多機関共同研究の研究代表者に、**必要書類を直接確認し作成**してください。

必要書類の例

- ①審査を依頼する書類（審査依頼書、要件確認書など）
- ②研究責任者の適格性を確認する書類（履歴書・研究者リストなど）
- ③研究責任者の倫理教育の受講状況・利益相反を確認する書類（受講証など）

- ・**必要書類を添えて審査委託届出書（学内様式 A）を下記担当まで提出してください。**

### 2. 審査委託後の手続き（実施許可）について

- ・本学に所属する研究者等は、**審査を委託する倫理審査委員会の審査結果を受け取った後、「実施許可申請書（学内様式 B）」**を下記担当まで提出してください。
- ・倫理指針を遵守し実施する研究は、**倫理審査委員会の審査結果だけでは研究実施が認められず**、別途、研究機関の長である**「学長」による「実施許可」を受ける必要**があります。
- ・学長の「実施許可通知書」を入手後、研究を開始してください。

【注意】実施許可を受けずに研究を実施してしまうと、倫理指針上の「重大な不適合」に該当する可能性があります。**「重大な不適合」が発覚した場合は学長から、所管する大臣に報告する事態**となってしまう可能性があります。くれぐれも注意してください。

担当：研究支援課研究企画係 (TEL:2297)

[rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp](mailto:rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp)

○旭川医科大学倫理委員会（各様式ダウンロード可）：<https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/rinri/index.html>

○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する標準業務手順書（学内限定）

[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/rinri/SOP/hitotaisyo\\_SOP\\_Ver8\\_20210913.pdf](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/rinri/SOP/hitotaisyo_SOP_Ver8_20210913.pdf)